

令和3年度 第1回港区児童福祉審議会



追加資料 1

港区児童相談所のあらまし

令和3年4月13日 港区児童相談所



港区の区域

■面積	20.37 km ²
■人口	258,821 人
■児童人口	40,291 人

令和3年4月1日現在



児童相談所の設置にむけて

区は、平成12年に子ども家庭支援センターを設置して以降、子どもと子育てに関する相談を受け付け、支援を実施。特別区では、東京都に対し、児童相談所を移管するよう求めてきました。



平成28年6月の児童福祉法等の改正により、児童虐待の発生予防のため区市町村の役割が強化。
特別区においても児童相談所が設置できるように。

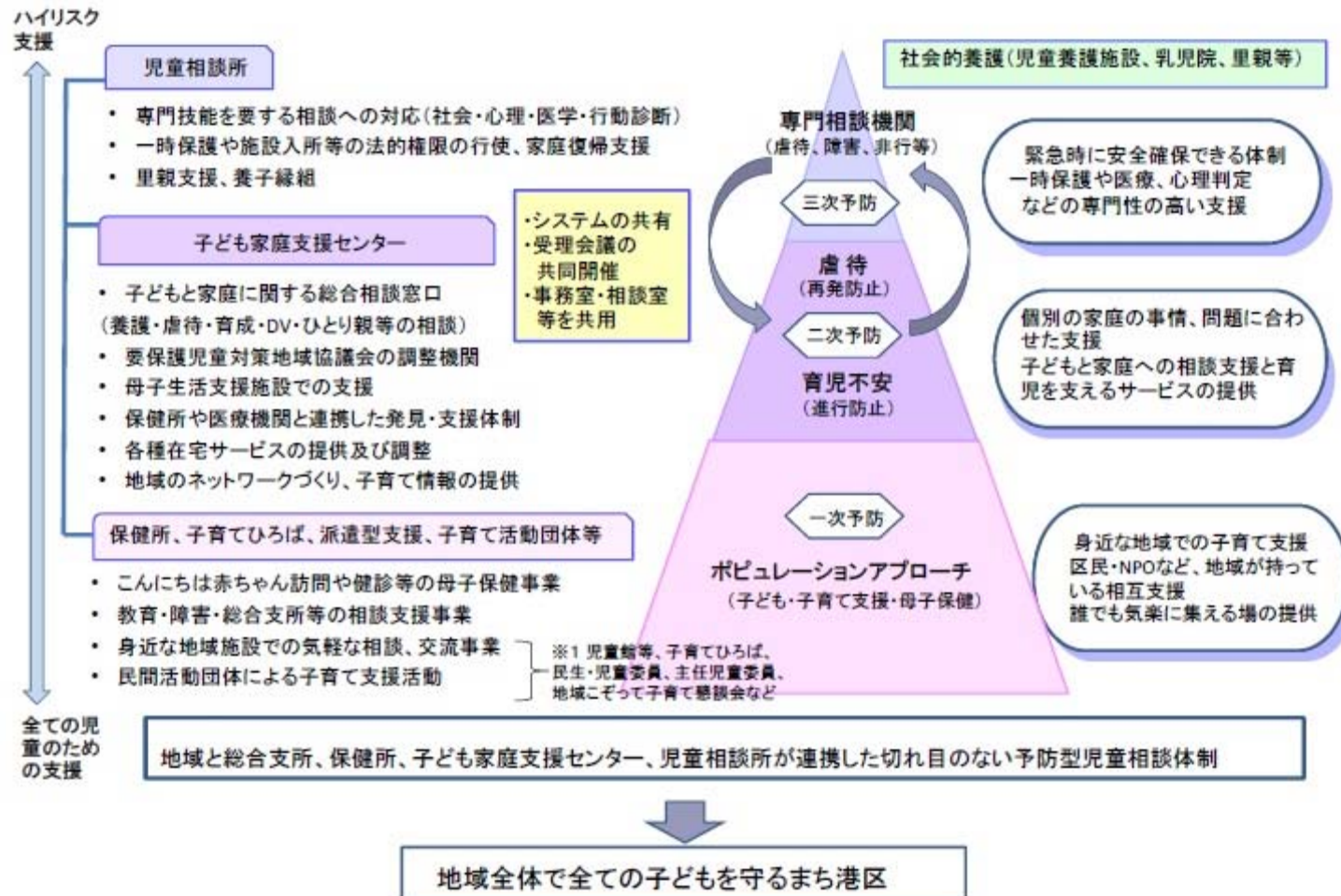
子ども家庭支援センターが受理する
新規の相談件数
⇒平成17年度以降、年々増加
＜令和元年度＞
過去最多の1,440件
※うち、児童虐待相談件数は750件で
前年度の約1.5倍

区は、増加する児童虐待などの子どもの相談に、迅速、丁寧に、切れ間なく対応するため、令和3年4月1日に、児童相談所を設置しました。

＜基本方針＞

児童福祉法の理念に基づき、区の全ての児童が、権利の主体として、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長発達と自立が図られることを目指します。区民に身近な基礎自治体として、地域と連携協力し、児童の年齢及び発達の程度に応じてその意見を尊重し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

児童相談行政の全体像



港区児童相談所の設置にあたり基本としたこと

- ① 人口30万人弱の小さな基礎自治体の強みをいかす。
→きめ細かな子ども・子育て支援策と連動させ、多様な支援に迅速につなげる
切れ目のない支援を実現させる
→専門性の高い児童相談所とその1機能としての一時保護所は小規模にする
子ども家庭支援センター母子生活支援施設と児童相談所が緊密に連携する
- ② 利用者目線を尊重し、子ども家庭支援センターを存続させ子どもと家庭への支援体制を充実させる。児童相談所は別の組織とするがシステムその他は連携させる
- ③ 子どもと家庭を支援してきた地域の力を、子ども家庭支援センターと共に児童相談所もいかしていく。区民と顔が見える関係を築いていく
- ④ 港区の子ども家庭への支援の現状に対応するため、医療面での支援や心理相談を充実させる。親子支援プログラムを実施する
- ⑤ 各地域で子どもと家庭を支援してきた区職員の力を結集すると同時に、区外から指導力、専門力の高い職員を採用することで、開設後も成長できる児童相談所をつくる

基本方針の実現にむけた取組

1

組織体制と人材の確保・育成

職員合計 83人

児童相談所

所長(=部長)

児童相談課

副所長(=課長)

相談援助担当課長

課長



運営調整係 6人
【事務】

児童福祉係 32人
【児童福祉司、保健師、弁護士、医師、人材育成専門員、警察OB 電話相談専門員等】

児童心理係 11人
【児童心理司】

保護係(一時保護所) 31人
【保育士、看護師、心理療法専門員、学習指導員】

ポイント

◆豊富な実務経験を持つ職員の採用や職員派遣により、高度な専門性を持つ職員を配置

◆児童福祉司や児童心理司を国の基準よりも手厚く配置

里親専門のフォスティング機関、弁護士、医師、アドボケイト等は委託で配置。

児童相談所には「港区児童虐待相談ダイヤル」を設置し、夜間休日でも電話受付相談員が対応することで、相談への迅速な対応が可能！

基本方針の実現にむけた取組

2

新たな児童相談体制の構築

- ◆虐待の通告窓口を児童相談所に一元化し専門職がリスクを判断、子ども家庭支援センターと初動から連携しケースの状況に応じた迅速丁寧な対応を行う
- ◆子ども家庭支援センターにDVや家族問題の相談、ひとり親支援を担当する家庭相談センターの機能を一体化、子どもと家庭への幅広い相談支援を充実

4

「みなとハートフレンド」の創設

- ◆港区児童相談所が関わる子どもや家庭を支援する有償ボランティア制度。大学生、専門学校生からシニア世代まで含めた区民等を養成



シニア世代までの
支援者育成は
港区独自！

3

児童の権利擁護の充実

- ◆児童の意見を丁寧に聴取し、適切に対応
- ◆児童の意見を代弁するアドボケイトの配置
- ◆一時保護所の第三者評価の実施
- ◆一時保護所でのタブレット活用による学習の保障

施設・里親等の社会的養護の広域利用や、一時保護所の相互利用、転居等における情報共有など、東京都や他区の児童相談所と緊密に連携し、東京の児童を東京全体で守っていきます！

港区子ども家庭総合支援センター

「港区子ども家庭総合支援センター」は、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設です。



住所: 港区南青山5-7-11・12

階数	主な諸室
4階	母子生活支援施設
3階	児童相談所 (相談室: 児童相談所と子ども家庭支援センターが共有)
2階	児童相談所 (事務室: 児童相談所と子ども家庭支援センターが共有)
1階	子ども家庭支援センター (体育館: 児童相談所と子ども家庭支援センターが共有)

全ての児童の心身の健やかな成長のため、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで一貫して切れ目のないきめ細かな支援をしていきます！



港区子ども家庭総合支援センター

3つの施設で切れ目のない支援を

気軽に立ち寄れる、子育ての拠点

子ども家庭支援センター

- 家庭に寄り添う相談支援
- 子ども・子育て支援サービスの情報提供、申込み
- 子育てひろば

身近な
場所で

迅速に

気軽に
利用

専門的な相談を気軽に利用

児童相談所

児童福祉司、児童心理司、
医師、弁護士等による
専門相談、診断等

専門性の
高い相談

母子が安心して暮らしながら
自立を目指す

母子生活支援施設

親子が一緒に生活する環境での支援

ワン
ストップで



港区要保護児童対策地域協議会と進行管理

● 港区要保護児童対策地域協議会

- ・ 平成18年7月に港区要保護児童対策地域協議会を設置
- ・ 調整機関は、子ども家庭支援センターで今後も維持
- ・ 代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議で構成
- ・ 児童虐待への対応、関係機関研修、居所不明児童調査、学校等の長期欠席者確認、個別ケースごとの関係機関の役割分担に基づく対応、マニュアルの発行等を実施

● 進行管理会議

児童相談所と子ども家庭支援センターではシステムを共有する。定期的にケースの進行管理も行う予定

地域連携による
切れ目のない支援

